山梨県森林資源高度利用型施業事業実施要領

制定 平成30年9月10日 森整第865号

第1 目的

この要領は、山梨県森林資源高度利用型施業事業の適正な実施のため、山梨県森林 資源高度利用型施業事業費補助金交付要綱(平成30年9月10日付け森整第864号。 以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 事業の内容

事業の内容等については、次によるものとする。

- (1) 対象経費(別表1)
- (2) 事業基準(別表2)

第3 事業実施主体

事業実施主体については、別表2に定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、林業成長産業化総合対策実施要綱(平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知)の別記1の第2の知事が作成する事業計画(以下「事業計画」という。)に定める目標の達成に向け、知事と緊密に連携を図りつつ事業を実施するものとする。

第4 補助金の交付申請

補助金交付申請書に添付する書類は別表3に定めるとおりとする。

第5 事業実績報告

事業実績報告書に添付する書類は別表4に定めるとおりとする。

第6 竣工検査

知事は、要綱第6条第1項の規定による事業実績報告書を受理したときは、職員を して検査を行うことができる。

第7 整備等の一般的基準

箇所の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、知事がやむを得ない事情により必要があると認める場合は、この限りでない。

2 補助の対象となる事業費は、県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

第8 その他必要な事項

補助事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に 定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年9月10日から施行する。

別表1

補助対象経費及び補助率等

(1)資源高度利用型施業費

資源高度利用型施業費の対象経費の取扱いは以下のとおりとする。

資源高度利用型施業を実施するために知事が定める定額の単価(県の助成額)は、 末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。)に係る標準的な事業費と知事が毎年定める標準単価(地拵、植栽及び苗木運搬)に間接費を加え、補助率(1/2)を乗じたものとする。ただし、1~クタール当たり 66 万4千円 (間接費相当分を除く)以内で定めるものとする。

地拵、植栽及び苗木運搬に係る標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知)、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成 23 年 3 月 31 日付け 22 林整整第 857 号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。)、「森林環境保全事業標準歩掛」(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。)に準ずるものとする。

実行経費は、事業の実行に要した次の表に掲げる経費とする。

区分	内容
①直接費	直接費は事業の実行に直接必要な費用であり、次に掲げる費用を含む
	ものとする。
資材費	 事業の実行に直接必要な苗木、肥料、燃料、消耗品等の購入費及びこ
2011320	れらの運賃等の費用
	4000~圧負 サン貝川
兴水	事类の字伝に古校以亜ム佐型にはて必要任人
労務費	事業の実行に直接必要な作業に係る労務賃金
Ide I b too other	
機械経費	事業の実行に必要な機械の使用に要する費用(資材費、労務費を除
	<.)
②共通仮設費	共通仮設費は次に掲げる費用を含むものとする。
運搬費	事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動
	に要する費用
準備費	事業の実行に必要な準備及び後片付けに要する費用、丁張等に要する
	 費用、伐開・除根・除草等に要する費用のうち直接費に含まれないもの

安全費	事業の実行に必要な交通管理等に要する費用、安全施設等に要する費
	用、安全衛生管理等に要する費用、安全対策等に要する費用
役務費	土地の借上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、そのほか施
	業上必要な役務等に要する費用
営繕費	現場事務所等の営繕に要する費用、労働者宿舎の営繕に要する費用、
	倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、監督官事務所、監督官宿舎の
	営繕に要する費用、火薬庫、火工品庫の営繕に要する費用、労働者の輸
	送に要する費用、工事監督に必要な車両及び舟艇に要する費用、前記に
	係る土地、建物の借上げに要する費用、そのほか施業上必要な営繕等に
	要する費用
測量設計費	事業の実行に必要な測量・設計に要する費用
③間接費	現場監督費及び社会保険料等
④その他	上記に掲げる費用以外で、知事が特に必要と認める経費

(2) 関連条件整備活動費

関連条件整備活動費の対象経費の取扱いは以下のとおりとする。なお、関連条件整備活動の事業費の総額は、資源高度利用型施業に係る事業費全体の 20/100 を超えないものとする。(ただし、知事が、事業実施上必要と判断する場合を除く。)

① 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等

事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、 知事が定める定額の単価(県の助成額)は、1~クタール当たり1万7千円を上限と する。

区分	内
技術者給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者
	(主任技師、技師等)の労賃
	技術者給の算定については、別添「補助事業の実施に要す人件費の算
	定等の適正化について」によるものとする
賃金	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)。ただし、
	賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

旅費

事業実施の打合せ等に必要な旅費

需用費

消耗品、燃料費、印刷製本品、光熱水料費及び修繕費

役務費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等

委託料

資料作成、登記事務、測量・調査、公告出稿料等の委託料

使用料及び賃 借料 会議室、土地建設、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料及び損料

備品・資機材 購入費 事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品、資機材(薬剤、 鉈等)の購入費(ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。)

② 森林作業道の整備

資源高度利用型施業と一体的に実施する森林作業道(県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。)を作設するために知事が定める定額の単価(県の助成額)は、路線ごとに1メートル当たり2千円を上限とする。

森林作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設置積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算規準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領第5の4の(1)の標準単価及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)に準じるものとする。

実行経費は、資源高度利用型施業の取扱いに準ずる。

③ 鳥獣害防止施設等の整備

資源高度利用型施業と一体的に実施する鳥獣害防止施設等を整備するために知事が定める定額の単価(県の助成額)は、知事が毎年定める標準単価(鳥獣害防止施設等)に間接費を加え補助率(1/2)を乗じたものとする。鳥獣害防止施設等に係る標準単価及び間接費については、資源高度利用型施業の取扱いに準ずる。

実行経費は、資源高度利用型施業の取扱いに準ずる。

別表 2 事業基準

山梨県森林資源高度利用型施業事業 事業内容:森林整備の効率的かつ円滑な実施

事業種目	工 種	事業実施主体	備 考
資源高度利用型施業	末木枝条の集材(主伐時に全	要綱別表に準ず	交付率につい
	木又は全幹による集材が行	る。	ては、定額(知
	われるものに限る)、地拵、		事が定めるも
	植栽、苗木運搬		のとする。)
関連条件整備活動	対象森林の調査		
	森林所有者の同意取付け		
	森林作業道の整備		
	鳥獣害防止の施設		
	その他		

森林資源高度利用型施業事業

(1) 採択基準

- ① 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林 法第 10 条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合 (当該届出を要しない場合を含む。)には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行う こと。
- ② 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
- ③ 集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。
- ④ 1施行地は、0.1ha以上とする。なお、1施行地とは、原則として接続する区域とし、 事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。
- ⑤ 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。
- ⑥ 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象としている樹種(経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。)とする。

(2) 細則

- ① 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- ② 主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合も支援対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行う事業主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。
- ③ 本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実行経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。
- ④ 関連条件整備活動には、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土 壌の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除 去等、間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備を 含む。
- ⑤ 鳥獣害防止施設のうち防護柵については、簡易な工作物とする。なお、保護すべき施行地が小規模・分散している場合は、複数の施行地を含む森林を対象とすることができることとする。
- ⑥ 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の 用途に転用(事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設 定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。)す る行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整 備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維 持管理のために必要な行為を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ知事に その旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた 補助金相当額を返還すること。

⑦ 交付申請について

- ア 事業実施主体は、知事の定めるところにより、原則として、補助金の交付対象となる作業に着手する前に、知事に対して補助金の交付申請を行うものとする。ただし、適期作業や工期の確保など特段の事情があり、知事に当該補助金の交付が決定された後に、知事が認める場合においては、知事の定めるところにより、事業実施主体から交付決定前着手届(様式1)を提出させることをもって交付決定前の事業開始を認めることができる。
- イ 交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成 14 年 12 月 26 日付け林整整第 580 号林野庁森林整備部整備課長通知)6 (2)アの規定を準用する。
- ウ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行 う者への知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」 6 (4)の規定を準用する。また、事業主体が受託により事業を実施する場合の

取扱いについては、同運用6(5)及び(9)の規定を準用する。

- ⑧ 補助金の算定について
 - ア 本事業の補助金の額は、事業完了後に、知事の定める定額単価と実行経費を 比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活 動の実行経費は、資源高度利用型施業の実行経費とは別に算出しなければなら ない。
 - イ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (ア) 森林所有者自らが資源高度利用型施業に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。
 - (イ) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者 自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算 することができる。
- ⑨ 竣工検査の方法等については、「山梨県造林補助事業竣工検査内規」(昭和 59 年 6 月 30 日付け指第 6-47 号)を準用する。
- ⑩ 森林作業道の台帳の作成及び管理
 - (7) 森林作業道の台帳作作成及び管理については、事業実施主体が施設の管理運営 状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等 を記載した台帳を備えるものとすることにより適切に施設の管理を行うことがで きるよう、位置図及び平面図を備えた台帳を作成し保存すること。また、知事か らの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう、管理すること。
 - (イ) 事業実施主体は、作設した森林作業道について市町村と情報の共有を行い、市町村は市町村森林整備計画概要図の参考資料として、作設年度等を付した平面図を保存し、市町村における路網資料として活用すること。

なお、市町村は、平面図を参考に市町村森林整備計画概要図に作設年度を付記すること。

① 以上のほか、細部の手続、様式等については、本事業の目的及び趣旨に基づき知事が 定めるものとする。

別表3

補助金交付申請書(要綱第1号様式)の添付書類

事業種目	添付書類							
資源高度利用型施業及び関連条件	様式2事業計画箇所一覧表、その他知事が必要と認							
整備活動	める書類							

別表4

事業実績報告書(要綱第5号様式)の添付書類

事業種目	添付書類							
資源高度利用型施業及び関連条件	様式3事業実行箇所一覧表、その他知事が必要と認							
整備活動	める書類							

様式1

番 号 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地 団体名 氏 名 **む**

山梨県森林資源高度利用型施業事業費補助金交付決定前着手届

このことについて、森林資源高度利用型施業事業に着手したいので、別記条件を了承の上、下記のとおり提出する。

記

- 1 事業箇所
- 2 事業量(事業種目ごと)
- 3 事業費(事業種目ごと)
- 4 着手予定年月日
- 5 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた 場合はこれらの損失は事業主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

様式2

事業計画箇所一覧表(森林資源高度利用型施業)

所在場所			事業を実	実施する森 を	林の現況		森林資源	原高度利用	用型施業				事	事業費 (円))		
市町村(郡)	字(大字) 又は林班	地番 又は 小班	森林所有者名	樹種又相	林齢	末木枝 条の集 材、 地拵、 植栽 (ha)	植栽樹種	植栽本 数 (本)	苗木の 種類 (コンテ ナ、 裸)	関連条 件整備 活動	定額 (円)	積算額 (円)	県補助金	その他	計	対図番号	備考
合計																	

添付書類

- 事業位置図
- その他知事が必要と認める書類
- (注) 1 定額は、別表1において知事が定める単価によるものとする。 2 積算額は、事業実施主体が積算した事業に必要な経費(見込み)とする。
 - 3 県補助金は、定額と積算額を比較し、低額のものとする。

様式3

事業実行箇所一覧表 (森林資源高度利用型施業)

所在場所		事業を実施する森林の現況			森林資源高度利用型施業							事	事業費 (円)	l			
市町村(郡)	字(大字) 又は林班	地番 又は 小班	森林所有者名	樹種又相	林齢	末木枝 条の集 材、 地拵、 植栽 (ha)	植栽樹種	植栽本 数 (本)	苗木の 種類 (コンテ ナ、 裸)	関連条 件整備 活動	定額 (円)	実行 経費 (円)	県補助金	その他	計	対図 番号	備考
合計																	

添付書類

- 事業位置図
- その他知事が必要と認める書類
- (注) 1 定額は、別表1において知事が定める単価によるものとする。 2 県補助金は、定額と実行経費を比較し、低額のものとする。